

## 小寺清先『校正日本書紀』の訓読上の特色について

著者	杉浦 克己
雑誌名	放送大学研究年報
巻	15
ページ	118(21)-100(39)
発行年	1998-03-31
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1146/00007385/">http://id.nii.ac.jp/1146/00007385/</a>

## 小寺清先『校正日本書紀』の訓読上の特色について

杉浦克己<sup>\*1)</sup>

## 要旨

『校正日本書紀』は備中笠岡の神官・国学者小寺清先によって寛政五年(一七九三年)に刊行された日本書紀全三十巻の訓点付版本である。日本書紀全巻の上梓という大事業が地方の市井の一研究者によってなされたこと自体驚くべきことであるが、その訓読上の特色を見ると、基本的には先行する諸伝本、特に寛文九年版本に依りながら、これをそのまま踏襲するのではなく、仮名遣、語彙、文法等の点に於いて、より古い、上代・中古のそれに依ろうとする跡が随所に見える一方、返読法としては、使役字を含む文やいわゆる助字の扱いに於いて江戸時代中後期頃の漢籍の類の訓読に見えるそれに従って、全編に統一的な訓み方を加点している。これらの点は、当時盛んであった、国字や漢字の成果を本邦古典籍の訓読の上に積極的に活かそうとする態度の現れなのであって、清先の学識の豊かさと古典に対する考え方を示すものであると同時に、当時の漢文訓読についての考え方の一端を示す資料ともなるものである。

## はじめに

『校正日本書紀』(以下「本書」と略称することがある)は、寛政五年(一七九三年)の跋を持つ日本書紀全三十巻の訓点付版本全十五冊であつて、備中笠岡(現岡山県笠岡市)の神道家小寺清先の編纂にかかるものである。

日本書紀全三十巻の版本としては、先行する無点・古活字の慶長勅版本を訓点付整版とした寛文九年版本が、慶長勅版の権威を背景に広く流布し、江戸時代を通じて数多く再刷・再刻が行われるほどに広く受け入れられていたこともあつて、これに続

く版本としては、ここで取りあげる『校正日本書紀』を除けば、幕末に至つて大関増業によつて編まれた『黒羽板日本書紀』を見るのみである。これら他には谷川士清の『日本書紀通證』、河村秀根・益根父子による『書紀集解』の二種が全巻にわたる注釈書として知られているが、書紀全巻にわたつて本文の校合、訓読の整備までを兼ね備えた出版は、明治に至つての敷田年治『標注日本書紀』や飯田武郷『日本書紀通釈』を待たねばならないのである。

もとより日本書紀全巻を詳細に研究し何らかの形で上梓する

\*1) 放送大学助教授(人間の探究)

ことは、大変な研鑽と労力を要する大事業なのであって、『書紀集解』や『日本書紀通證』も、公刊に至るまでには幾多の紆余曲折を経、また『黒羽板』は小なりとはいえ一國の藩主がその全力を傾けてようやく成ったものであることなどを考え併せると、市井の一神道家の手になる本書が上梓され比較的多く今日に至るまで流布していることは、それ自体驚嘆に値することといえる。

己 本稿は、主に日本書紀の諸伝本に見える訓読を比較検討することによって漢文訓読そのものの変遷を明らかにしようとする試みの一環として、この『校正日本書紀』を取りあげ、その成立の背景を考え併せながら、訓読上の特色を考察しようとするものである。

杉 なお、小寺清先自身の事跡については、主に同地方の文化史の立場から、未公刊の資料なども含めてその収集・整理が、現在も笠岡市教育委員会を中心に地元の歴史家の方々によって精力的に行われており、本稿もそれらの成果に追うところが大きい。ここに取りあげるのは主に『校正日本書紀』編纂に直接関わると思われる事柄であるが、それらも含めてより詳しい考察が、近い将来公にされることを大いに期待するものである。

#### 小寺清先と『校正日本書紀』成立の背景

清先は備中国小田郡笠岡の人で、神道家・漢学者・国学者と

して、また藤井高尚が師事した人物としても知られている。元文五年（一七四〇年）生、文政三年（一八一九年）没、元磯田氏で、代々同郡笠岡稻荷社の祠職（神島天神社祠も兼ねたものか）にあった小寺氏の養子となってこれを嗣ぐところとなった。笠岡は瀬戸内海に面し気候温暖風光明媚の地であるが、山が海岸近くまで迫って周辺地域に較べると耕作に適する土地は必ずしも豊富ではなく、むしろ笠岡湾を天然の良港として、至近の神・白石・北木の三島と相俟って、水運の拠点として栄えてきた。江戸時代にあつては同様に水運の拠点であつた倉敷と共に幕領とされていたのもこのような当地の事情によるものと思われる。

清先の原姓である磯田氏については、今に残る資料は必ずしも豊富ではないが、小寺氏は同所の名家であつて、現代でも小寺氏を名乗る家は笠岡市には多い。清先は若年にして京に出、卜部主親について吉田神道を修めたが、後に松岡雄淵の下で垂加神道を学んで頭角を現し、卜部兼雄が開いた学館に招かれて寶師となつていた雄淵が、後継を清先に譲ろうとしたものの清先はこれを老父母の介護を理由に固辞して帰郷したとされている。雄淵の事跡から推しておそらくこれは、明和と安永の頃、つまり清先の三十歳前後頃のことではないかと考えられる。

後、清先は病を得て職を長子清之に譲つて退くまで笠岡稻荷社祠を勤める傍ら、神道研究やその著述、歌作などを行ったが、

郷校敬業館が起されるに至って請われて初代学頭となり、自らも経子を講じた。同校は、寛政七年（一七九五年）、同所の石橋屋久右衛門らの願出によって起されたもので、設立や運営にかかる資金も、民間からの篤志に負って、郷士や地主農民・町人層の子弟も広く対象としたもので、専ら実業的な内容が講ぜられたが、清先の薫陶によって広く一般にまで学の気風と神道精神が浸透していったとされ、その隆盛を伝え聞いて他国からの入学希望も多かったといわれている。このような隆盛は、清先の人望・学識、設立運営を支えた地元の熱心な篤学の志と共に、代官早川正紀の力も大きかったものと思われる。早川正紀は天明七年（一七八七年）出羽国尾花から転じて美作国久世の代官となった際に、尽力して郷校久世字典学館を起こしたことも明らかかなように学問振興に熱心で、笠岡代官を兼帯した時期がちょうど地元の郷校設立の機運と重なっていることも単なる偶然ではないようである。また一方で、備前備中国の海岸部一帯は神道に篤く、古くから信仰を集めてきた社祠が多いばかりでなく、幕末から明治頃にかけて、黒住教・金光教などの新興教派神道が生れるに至っているが、このような素地の中に同校もあつたと考えるべきであろう。

清先は元々吉田唯一神道を学ぼうとしたものであるが、後に垂加神道に傾き、残されている著作の多くもこの立場からのものである。特に谷川士清の『日本書紀通證』に影響されること

大で、著作にも度々引用しているという点は大きいと思われる。おそらくは、士清の、常に文献にその徴証を求めて厳密に歩を進める綿密周到な態度に惹かれ、これを範として、空論に陥ることを自ら戒めようと考えたものであろう。さらに本居宣長の『古事記傳』を難じて、我邦の古道を明きらむるには正史たる『日本書紀』を重んずべきであるとしている。このような点や敬業館での事跡などから、清先は専ら漢学者として考えられて来た感否めない。確かに、清先に師事しながら、後に急速に宣長に傾倒した藤井高尚を対極に置いて考えると、そうとらえることにも首肯できるのではあるが、清先自身は、垂加神道、分けても松岡雄淵に師事してその学識の基本を形成したのであつて、むしろ闇齋とその学統を受け継いだ若林強齋や玉木正英などの、我邦古道を明らかにすることを主眼としながらも和漢兼備を失わない姿勢により近い立場で改めて清先の事跡をとらえ直す必要があるのではないかとも思われる。例えば清先は晩年、稻荷社祠の職を長男清之に、敬業館学頭の職を三男廉之に譲っているのであるが、右に述べような視点に立てば、これも清先の立場を反映したものとすることができるのではないか。

以上のような大略の事情を背景としたその考え方の具現の一つとして本書を考える視点に立ちながら、本稿では主にその訓読上の特色に着目して本書の位置づけを試みようとするものである。

## 書誌の概要

本書は全三十卷十五冊、版形は美濃判袋綴で、各面に子持の界線があつてその内側に本文、上欄外に本文漢字の校異を記す。各所に現存するものには十冊乃至七冊のものなどもあるが、これらは後世の改装と見てよいようである。本文の一面は八行、一書部分は一字下げ、本伝の中の訓注は二行割り書とするが一書部分のそれは割り書にしない、など先行する寛文九年版本と同様であるが、一行は二十文字で寛文九年版本より二十文字多く、この結果全体に巻毎の丁数は少なくなっている。各冊は、

- 第一冊 卷一・三八丁（別に跋文二丁、凡例一丁）  
 第二冊 卷二・三五丁  
 第三冊 卷三・十八丁 卷四・十二丁 卷五・十二丁  
 第四冊 卷六・十五丁 卷七・二三丁  
 第五冊 卷八・六丁 卷九・十九丁 卷十・十二丁  
 第六冊 卷十一・二二丁 卷十二・八丁 卷十三・十四丁  
 第七冊 卷十四・二七丁 卷十五・十八丁  
 第八冊 卷十六・六丁 卷十七・十八丁 卷十八・八丁  
 第九冊 卷十九・四十丁  
 第十冊 卷二十・十三丁 卷二一・十二丁 卷二二・二六丁  
 第十一冊 卷二三・十二丁 卷二四・十八丁

- 第十二冊 卷二五・三四丁 卷二六・十五丁  
 第十三冊 卷二七・十八丁 卷二八・十七丁  
 第十四冊 卷二九・四六丁  
 第十五冊 卷三十・三一丁（別に識語一丁）

の如くであり、丁付は冊毎ではなく巻毎になつている。

ただし、本文中で「一云……」などとして短かい別伝を掲げる場合、これを改行して記しており、本文に連続して記す寛文九年版本などのそれとは異なっている。

架蔵の一本によると、紙型は縦約二五七ミリメートル、横（半折）約一八一ミリメートル、版形は本文の界線外側で縦二〇四ミリメートル、横（左右界線から版心部分の外側まで）約一六五ミリメートルで、美濃判としては紙型・版型共にやや小ぶりの江戸時代後期に一般的であつたものの一つと見て良いようである。

本文には各巻毎に内題・尾題があつて、「日本書紀卷一」のような内題に続いて卷一・二では「神代上（下）」、卷三以降では「神日本磐余彦天皇 神武天皇」のように和風諡号・漢風諡号（右小書）を巻題として一字下げで掲げる。尾題は対応する内題と同文のそれに続いて二字空きの後「終」字を付し、本文末から余白を置いて当該面の最終行に記される。また巻次が丁の表面で終る場合、続く裏面は界線のみ白紙（但しこれが冊の

終丁となる場合は裏表紙見返し紙を兼ねる。これ以外の場合には界線無しの別白紙を裏見返しとする。)となつてゐる。これら題及び丁割りなどの点は先行する寛文九年版本のそれと同様である。

表紙は家蔵のものは薄渋色無地紙表紙であるが、他所の蔵本には浅黄、藍等も見えるようである。明確な年記を含む刊記を有するものは管見の限りなく、一般にも跋文の「寛政五年」の年記を以て成立年とすることが行われている。刊行者については、跋文末尾に清先の名に続いて「平安 南窗武幹書(印)」とあつて、おそらくこれが跋文(後述)に見える京の書肆「河南某」に関わるのであろう。

各丁版心には「日本書紀 卷之一 〇一」のように題及び巻次丁数が示されるが、各巻の第一丁のみにはその下部に「小寺清先校正」の文字がある。

摺刷の具合や料紙及び表紙の紙質等から推して、複数次にわたつて再刷があつたもののように、細部の磨滅の跡の著しいものも散見するが、改版と思しい例はなく、また細部の補刻も管見の限り顕著な例はないようである。ただし、表紙題箋については「校正(角書)／日本書紀 一」のように形式は共通するものの微妙に版の異なる数種があるようにも思われる。

なお、本文部分の漢字書体はいわゆる明朝体であるが、左はらいを若干強調した少々特徴的な版下である。これが当時の出

版・流通の中にどのような位置づけとなるかについては、未だ確証を得ていない。跋文・凡例及び各冊表紙題箋の書体は楷書体である。これに関連して題名の『日本書紀』の「紀」字の字体が相互に異なつていて、本文の明朝体では旁が「巳」字のようであるのに対して、跋文・凡例の楷書体では旁が「己」字のように、題箋では「巳」字のようになっており、相互に版下の手が異なつてゐることを想像せしめる。

第十五冊(終冊)末尾には「御本云……」として慶長勅版本の識語を再刻してあり、本書がこれに基づくものであることを示している。刊記は現存伝本を見ると持つものと持たないものがあるが、何れも年記はないようである。架蔵中で比較の後刷りと思しい一本には第十五冊末尾裏表紙見返しに年記のない刊記があつて「東京 山城屋左兵衛」以下東京・尾洲・京都・大坂の書肆七軒計十一名が列記されていて、本書がかなり広く流布していたものであることをうかがわせる。

編纂・上梓の経緯は、初冊冒頭の清先自身の跋文及び凡例によつて大略を知ることができる。跋文の大意は、

・日本書紀の写本には千余年を経て訛誤が多いが、慶長年間青松公(清原宣賢)による出版(慶長勅版本)及びこれを寛文年間に重刻したもの(寛文九年版本)はかなりよく整つたもので専らこれに依つていた。

・去る壬寅(天明二年・一七八二年か)の夏に安岐国内田正彰

(伝不詳)が来訪した際、訛誤を正しつつこれを講じた。

・その際正彭と我が子清之がこれを書き取ったものが残っていた。

・後に京都の書肆河南某が来訪しこの出版を勧めるので、至らないところは多いのであるがここに上梓する。

のようであつて、必ずしも当初から出版を目的に編んだものではないという事情がわかる。また清先自身本書を未だ完全な形とは考えていないようでもある。

具体的な編纂方針は跋に続く凡例で大略、

・原本の漢字本文を他本と校合しその結果を頭注に示した。

己 浦 克 杉  
・原本の訓読は新旧が入交じって左右に注されているが、敢て削ることはせず私個人の見解にかかるとは左訓として加えた。

・原本の仮名は、イとキ、オとヲ等の類が混淆しているのこ  
れを正した。

・本文漢字には俗字や通字が多いが、これらは旧に従った。

などのように述べられている。この「原本」が慶長勅版本及び寛文九年版本を指すことは跋文の記述を見ても明らかであるが、漢字本文及び訓読の整備のために依った校合本については明確には示されていない。おそらくは、先行する諸伝本、主にいわゆる吉田本系統の何本かを参照したものであろうことは想像に難くないが、以下に述べる漢字本文及び訓読の性格から見

ても、複数の伝本を詳細に比較検討し、逐一慎重・厳密な態度で臨んだ結果であろうこと、更に諸伝本の訛誤を旧に復することとで正す姿勢を基本としていることは、この凡例の記載からもうかがえるように思う。特にア行ワ行の仮名遣を正そうとした旨の記述があることは、本稿の意図するところと直接に関わると思われる。

#### 漢字本文

先にも述べたように、本書の漢字本文は、ほぼ寛文九年版本のそれに依つて依つているものと見ることが出来る。ただし、他の諸伝本のそれと比較してみた場合、寛文九年版本の錯誤と思しい箇所、例えば神代卷上宝鏡開始章本伝訓注「波豆那」は「波那豆」と正された形になつているなど、編者清先が、寛文版本に依りつつも他の伝本との間で校合を行いながら定めた本文であると推測できる。

このような校合の跡は、当該箇所の上欄外に別に単界線で小郭を作つて頭注として示され、その箇所は、

卷一	十三	卷二	十六	卷三	十四
卷四	九	卷五	二十	卷六	二四
卷七	十三	卷八	六	卷九	二一
卷十	十五	卷十一	二一	卷十二	七

卷十三	十二	卷十四	二一	卷十五	十八
卷十六	六	卷十七	三七	卷十八	五
卷十九	七三	卷二十	十二	卷二一	十五
卷二二	三三	卷二三	十一	卷二四	十五
卷二五	六十	卷二六	三九	卷二七	四八
卷二八	三三	卷二九	八二	卷三十	三八

に及ぶが、各巻の丁数に照らすと巻一・二では頭注は比較的少なく、また巻十四の十六丁表〜二十二丁裏まで十四面にわたって頭注が注されないなど、若干偏りも見える。ただしこれは偶然のことかも知れず、特に巻一・二については十分に検討された本文が当時既に提供されていたことの反映とも考えられる。

根拠となる対校本は『積日本紀』『日本書紀通證』など先行の注釈書ばかりでなく、『古語拾遺』など他の典籍も引かれ、単純な校異のみではなく、内容に関わることまで考えているようである。これらの場合示し方は「積云……」「古語拾遺云……」のように典拠を挙げる（但し何れの伝本に依るかは示されない）が、日本書紀伝本の場合は「一本云……」のように明示されていない。また、校異についても、「今作……」として本文を改編する場合と「…本作…」として異文を注に掲げるのみの場合があり、さらに「存疑」とするのみで異文や典拠を挙げないものもある。

大半は例示したように本文中の単字に関わるものであるが、中には巻二九・二五丁裏（天武天皇十一年）で四五七字を「錯簡」として削るべきであるとし、本文には掲げるものの訓点を注さない部分があったり、巻二六・十三丁裏（齊明天皇六年）で歌謡一首全文を頭注に掲げるなど、内容の解釈に関わる大きな例もある。

右のうち前者は、本文が同十四年と重複している過誤で、慶長勅版・寛文九年版共に見える。前後を通読すれば自ずと気付かれるのではあるが、例えば、吉田本系統の写本のうち全三十巻完本である中臣連重書写本などではこれが正されており、おそらく清先個人の考えのみではなく、対校の伝本に根拠を得た上での注記であろう。後者は本文の異同は微細で、むしろ歌謡の解釈に関わって、注された訓字解釈を正す意図があったものようである。同歌は現代においても明確な解が得られていないのであって、本書でも掲げられた本文及び訓字では歌意が不明である。これに対して比較的歌意の明確な別解を注に掲げたものであろう。

以上のようにこれら頭注の記述は必ずしも等質ではないのであるが、主たるものは単字単位の異同注記である。ただそれに限ってみてもこれら全てにあてはまる本文を持つ単一の伝本は管見の限りないようであり、おそらくは複数の対校本による結果を示したものであろう。さらに、比較的よく異同が一致

する「乾元本」などを見ると、寛文九年版本に対して乾元本が異なる箇所でも、本書の頭注には掲げられていない例もまま見られ、この頭注は、単純に異同を列挙したのではなく、対校作業によって取捨した上で示しているようである。

とすれば、敢て注記を付さずとも、示された本文のみによってその任は足り得るのであって、校訂本文の他に敢て対校注記をわざわざ示すことは不審といえ、不審な編み方ではある。やはりこの辺りにも、慶長勅版やその再刻たる寛文版本の本文に主に依りつつも、なお不審の箇所を指摘しながら、決してそれが完全とは考えていない、いわば中途段階での整理の跡とする本書編集の立場が現れていると見るべきなのであろう。

己 浦 杉  
 克 杉  
 己 浦 杉  
 なお、本書では漢字本文について重符(「々」字等)を全く用いないという特色がある。同字反復になる場合、重符を用いるか否か、また単字のみでなく複数字の反復にもこれを援用するか否かは、日本書紀の諸伝本を一瞥してもかなり差異のあることのようにある。大略、より古い時代のものでは、あまり重符を用いないが、中世頃のものでは使用例がかなり多くなり、基本的には行・丁にまたがらない限り同字反復は重符で記す(字体は「々」または「仝」が多い。但しこの両者が混用されることは、取合い本など特殊例を除いてない)ことが一般的であったようで、これを複数字にまで援用する例も見える。少し降つて、慶長勅版では、古活字という特性もあつてか同様に多用さ

れる(字体は「仝」字の省略体)が、単字に限る傾向となり、整版となつた江戸時代以降では徐々にではあるが、単字についても重符とする例が減つて行くようである。その点から見ると、本書はその極端な例とも言えようが、これはむしろ校合本文を作成した清先自身の考えに基づくと見るべきなのかも知れない。なお仮名の重符については後の項で触れる。

#### 訓読上の特色の概要

本書に見える訓読は全巻で九万九千余。全付訓ではないが加点多密度は神代卷上下がより高いがほぼ全巻にわたつて均一である。また、別訓を併記することは希で、十分な考察を経て訓読を決定しているものようでもある。これらを一瞥しただけでも、

- ・ いわゆる歴史的仮名遣にほぼ従っている。
- ・ いわゆる音便形の例が少ない。
- ・ 撥音の表記には「ム」を用いる。

等、他の諸伝本と較べて特異な点を指摘することができる。右に挙げた三点のうち最後の撥音の「ム」表記については、中世のいわゆる吉田本系統の諸伝本にも見えることであるが、江戸時代の版本としては際立つ点である。

これらに着目しつつ本書の訓読を辿ってみると、現代の古典文学大系『日本書紀上下』(昭和四七年・岩波書店)に見える訓

読に近い印象さえ受ける。もちろん古典大系のそれは本書に直接の関係があるものではないことは明らかで、あくまでも印象の域を出ないことではあるが、他の様々な日本書紀の伝本の中で、特に古典大系のそれに近いと感じられることは興味深いように思われる。

古典大系の『日本書紀上下』は、注解に先立って大野晋博士と林勉氏によって、神代卷上下については弘安本(兼方本)、卷三以降については兼右本を底本とする厳密な本文校訂が行われたものであるが、訓読については、これらの、あるいは他のいづれかの伝本のそれに依るのではなく、諸本に見える訓読を比較検討しつつ、訓点語学やそれを含めた国語史学の成果を広く活かして、平安時代頃に行われたであろう訓読を再現することを一つの目安として、注解と相俟って作成された訓読に従っているのであって、この間の詳細は同書の解説の中で大野博士が詳しく述べておられる所である。このような考え方は、もちろん厳密・詳細な基礎的作業の上に立ってはじめて可能なことではあるが、本邦の漢文文献を「古典作品」の一つとして、大系や全集のような形で一般読者に提供する際の大きな範として、以後の類似の出版にも影響を与えてきていることは、既に広く知られている所である。

本書の訓読は、先に挙げた歴史的仮名遣や音便等の点で、この古典大系本『日本書紀』に似ているといっても、その厳密さ、

正確さといった点では当然これに及ぶべくもないのではあるが、おそらく加点者清先自身も、先行の諸伝本に見える訓読を一方的に踏襲するのではなく、ある定見を立て、国学等における古典研究を活かしつつ、訓読を構築しようとしたもののようにあり、考え方において、古典大系本のそれに一脈通じるものがある、それが結果として「似ている」という印象を与えるのではないだろうか。

さらに、訓注部分の「此云……」をどのように訓むかが、日本書紀の諸伝本の訓読を比較検討する上での指標の一つになるのであるが、本書はこれを「此ヲ……ト云フ」としている点が興味深い。この部分の訓み方には主に、

A 「此ニハ……ト云フ」

(あるいは「……ヲバ此ニハ……ト云フ」)

B 「此ヲバ……ト云フ」

の二種があつて、Aはいわゆる古本と呼ばれる諸伝本や幕末に至つての復古的な考えに基づくと思われる諸本に、Bはいわゆる吉田本系統の諸伝本やそれに基づく寛文九年版本、及びそれらの影響下にあると思われる諸本に見える、と大略整理できる。

これは解釈の点から見れば「此」字を「我国」の意に取るの

がA、当該の被注漢字句に取るのがBということになる。本書の訓み方は、この点ではBと同様と見ることができ、実際にこの「此ヲ……」形が用いられているものとしては、他には明治に入ってから敷田年治『標註日本書紀』などごく少数の例があるのみである。敢て憶測すればこれは、細部にわたって先行諸本のそれを機械的に引き写すのではなく、解釈を踏まえて独自に訓み方を定めようとした清先の態度の一端を示すものとも思われ、他の部分の訓読についても同様のことが現れているのではないかと予想されるのである。

己 これらを出発点として、日本書紀諸伝本に見る訓読上の様々な差異・特色と比較しつつ、本書訓読の概略を以下に述べる。

浦 なお、比較の対象とする材料として、現在まで手元に集め、整理することのできているものが専ら神代卷上下に偏っている事実があり、このため、本書は全三十巻本ではあるが、様々な項目について先ず詳細を神代卷上下について見、そこで得られたことがらについて本書及び他の伝本の卷三以降に援用して考える方法を採用した。比較対照にあたっては、中村啓信氏の『日本書紀総索引漢字篇』（昭和三八年～四三年・角川書店）、『校本日本書紀一～四』（國學院大學日本文化研究所・昭和四八年～平成七年・角川書店）に依るところが大きく、併せて拙著『六種対照日本書紀神代卷和訓研究索引』（平成七年・武蔵野書院）及びその元とした手元資料を用いている。

### 仮名の字形・字体及び記号の類

訓読の加点に用いられている仮名の字形字体は江戸時代後期の一般的な漢籍の版本と同様と見ることができる。つまり、現行通用の片仮名と較べると、ネに「子」字を用いる点が大きな相違であつて、残る文字については大略同様である。ただ、当時のものを見るとヲの字形が、現行のそのように「フ」字形の内側に横線画を入れたものと、横線画の下に「フ」、つまり「ラ」字形に近いものがあつて、さらに後者では「ラ」字との区別をよりはっきりさせるために横線画を右下がりあるいは右斜長点形にする場合があるが、本書では前者の「ヲ」形をとっている。元々の仮名字母から見れば後者の方がより近いものではあろうし、確かにより古い時代の資料では専ら「ラ」形が用いられているが、当時の版本を見る限り既に「ヲ」形の方が一般的であったようである。本書もそれに依つたものである。但し、手書の資料では、明治に入ってからのものであつても「ラ」形が多く見られる。

仮名に関連するものとして、合字の類や記号の類がある。本書に見える合字の例は主に「メ（シテ）」「丨（コト）」の二種（及び「ヒ（トモ）」がごく小数）で、使用例・種類共に寛文九版本と比較してかなり少ない。また仮名に開いて書くか合字を用いるかについては、同一形の場合でも両者が見え、また前後の余

白に制限されるか否かにもあまり関係しないようで、はっきりした使い分けはないとみてよいようである。このようなことは、量の多寡は措くとして寛文版本にも見えることであり、また本書と同時代と思しい江戸時代後期の漢籍の類の版本でも同様な傾向がある。

訓字としては「玉」のみが見え、「寸」「事」等も用いる先行の諸伝本とは異なっている。さらに「玉」字は「タマフ（補助動詞）」「ノタマフ」に集中して現れ、同じ「タマフ」でも「賜ふ」などの意で動詞として用いられている例には使われていない。また補助動詞の「タマフ」の全てが「玉」字で記されているわけではなく、寛文版本と較べてもかなり少なくなっているようである。つまり訓字はごく限定した範囲にとどめていることになる。

記号では、重符として単字の場合「ゝ」「ゞ」、複数字の場合「く」「ぐ」が見える。同一仮名の繰返しになる場合は本書では重符を用いることを原則としているようであるが、必ずしも全例がそうなっているわけではない。また熟合符として縦線が用いられているが、これには音熟合・訓熟合の使い分けはない。また訓注部分の被注漢字には読仮名（振仮名）の位置に縦線を記し、音読みを示している。一般にこの部分には音読みの振仮名が注されるか、あるいは全くの無点とする例が多く本書の記し方は他の諸伝本とは異なっている。

なお、句読点の類は初冊冒頭の跋文・凡例のみに見え、本文には用いられていない。

### 仮名遣

先にも述べたが、本書の仮名遣は、ア行（イ・エ・オ）とワ行（キ・エ・ヲ）、ハ行転呼音の表記、等の点に於いて大略いわゆる歴史的仮名遣に近い表記となっている。江戸時代における日本書紀の版本や注釈書の類で、訓読部分について、これら仮名の書き分けを意識して行っているものは必ずしも多くはななく、例えば『黒羽板日本書紀』等は比較的よく書き分けているのであるが、本書も不完全とはいえかなり慎重に書き分けようとした跡がうかがえるものの一つである。

清先が影響を受けること大であったとされる谷川士清『日本書紀通證』は、被注部分の本文及び訓読を摘記したもので、全編を通しての訓読は記されていないが、その摘記部分に見える訓読の仮名遣は、必ずしも歴史的仮名遣に依っているわけではなく、また跋文や凡例に見えるように清先が本書の「原本」とした寛文九年版本に見える訓点はさらに混用が顕著である。従って本書の仮名遣は、清先自身の見識によるものと考えられ、おそらく国学の隆盛に伴って盛んになった我邦古典についての実証的な研究を積極的に日本書紀の訓読の上にも活かそうとしたものであって、漢文の訓読における仮名遣の整備という観点

からのこのような態度の嚆矢の一つとして本書を挙げる事ができるのではないか。

この点とも関連するが、本書ではいわゆる撥音を「ム」で記すことが比較的多い。ただし専用ではなく一部に「ン」も混用されている。さらにこれは、本書が、後にも述べるように音便形が少なく、また先に述べたように訓注部分の字音読みにあたる文字には読仮名を注さないという特色を併せ持ったため、撥音のほとんどがいわゆる文末辞の「ム」(助動詞「ム」の終止または連体形の類など)に現れる。これについて、「ム」「ン」の使用を寛文九年版本と較べると、

	本書	寛文版本
ム表記	一二七八	二〇三
ン表記	一七一	一四一二

のように、本書ではム表記が大半で、寛文版本と割合がちやうど逆であることがわかる。

文末辞「ム」の表記については、他の諸本や『日本書紀』以外の訓読資料を見ると、中世までのものではム表記が主であるが、江戸時代に入り、特に版本ではン表記がこれに取って代る傾向があるが、その中において本書は、前代のそれに近いことがわかる。本書では「ム」「ン」の使い分けについて他の側面か

ら考えることは難しく即断はできないが、文末辞を見る限り、この点に於いてもより古い時代の仮名遣に従おうとしたもののようなのである。

#### 語彙

本書に見える訓読を寛文九年版本のそれと比較した場合、同一箇所訓みの方について、仮名遣の相違及び後に述べる音便の有無を除いて、相違する例は、神代卷上下では一四二八三箇所のうち七一六箇所、約五パーセントである。

同じく神代卷上下について、中世の諸伝本と寛文九年版本を比較すると全加点点箇所のうち同様に異なるのは、弘安本七・二パーセント、乾元本七・二パーセント、水戸本六・二パーセントであり、若干本書より多くなっている。但しこれらの本では別訓として同一箇所複数の訓読を掲げる例があり、それを差引いて考えると、ほぼこれらと同程度の隔りということになりそうである。参考までに、これら吉田本系統の諸本とは異なると思われる丹鶴本(丹鶴本は別訓を掲げることが少ない)では、同様に計数すると一五・八パーセントとなる。

個々の異なる具体例は、例えば神名について見ると、

國常立尊	寛文版	クニノトコタチノミコト
本書		クニトコタチノミコト

高皇産靈尊 寛文版 タカンミムスビノミコト

本書 タカミムスビノミコト

天照大神 寛文版 アマテラスオホカミ

本書 アマテラスオホカミ

などのように、主要な神名の例でも枚挙に暇がないのであって他の品詞については省略に従うが、以下に訓読や解釈に関わりそうな顕著なものをつくか摘記したい。

訓読に関することでは、例えば本書では「宜」字を再読とする場合の訓みとして「ヨロシク」の例のみ見え、「ウベ」（他の諸伝本では「ムベ」とするもの、両者を混用するものもある）は再読しない場合のみに用いられるという点がある。これは、再読の形を「ヨロシク……ベシ」に統一して訓もうとしたことの現れと考えられ、より近現代の訓読に近いもののようなのである。同様の傾向は他の再読扱の文字にも、この例ほど顕著ではないが見られる。

もう少し内容に関わることとしては、「自」字の訓みについての「オノツカラ」と「ミツカラ」の使い分けが、寛文九年版本や先行の諸伝本とは異なるという点がある。日本書紀の訓読に限らず、副詞として用いられた「オノツカラ」はどちらかといえば「自然に……」の意、「ミツカラ」は「自分から進んで……」の

意で用いられることが多いことは夙に指摘されて来ているが、その使い分けは、「ニ」が下接するか否かとも併せて、必ずしも明確でない場合がある。

漢文訓読の場合、原漢文での「自」字の用いられ方に対応して両語を使い分けられているが、特に近世のものに至ると、同一文献の同一箇所について、どちらを用いるかで相異なった訓点資料が数多く見出し出せる。例えば、白居易の詩「長恨歌」の有名な一節、「天生麗質自難棄」の「自」字の訓み方には現代でも両例が見え、この部分の解釈の違いとなつている。これは既に江戸時代に刊行された『白氏文集』や『歌行詩』の諸版本間にも差異として現れている。

本書の例では、例えば神代上四神出生章一書第八の、

此草木沙石 自 含火之縁 也

（本書卷一・十五丁裏四行）

此草木沙石 自 含火之縁 也

（寛文九年版本卷一・十六丁表八行）

は、文意から推しても明らかに「自」字は「自然に・もともと」程の意で、本書も他の諸伝本も皆「オノツカラ」（仮名遣や濁点の有無には異同がある）としている。一方、神代上宝鏡開始章

一書第二の、

御席之下陰 自送糞

(本書卷一・二七丁表五行)

御席之下陰 自送糞

(寛文九年版本卷一・三十丁表二行)

の箇所は、「自分から」の意で、本書も他の諸伝本も「ミツカラ」である。

これらに対して、神代下天孫降臨章一書第五の、

自當 火難 無所二少 損一

(本書卷二・十七丁裏二行)

自當 火難 無所二少 損一

(寛文九年版本卷二・十九丁表八行)

では、他本と異なつて本書のみがこれを「ミツカラ」としている。この部分は、吾田鹿葦津姫が身の潔白を証明するために、室に火を放つて子を産む場面であるから、姫を中心として考えれば明らかに「ミツカラ」の方がふさわしい。一方で、これを彦火火出見尊以下の出生譚と見る方に重点を置いて、子供の尊

を中心に考えれば、子供が自分から進んで火を付けたわけではないのであつて、この部分の「自」字は「當火難」にかかるのではなく、「當火難無所少損」全体にかかつて、「元々火を避ける力があつた」のように解することができる。管見の限りこの箇所を前者のように解するものは、前にも後にも見えないが、本書の「ミツカラ」は物語の流れからすればよりふさわしいようでもあり、個々の訓読を決定するにも慎重に考えた跡とすることができよう。

類似の例としては、「降」字を「(神の)降臨」の意で用いる場合に「アマクダル」とするか「アマクダス」とするかの違いがある。例えば、卷上大八洲生成章一書第一で、

二 神降ニ 居彼ノ嶋ニ 化ニ 作八尋之殿一

(本書卷一・五丁表五行)

二 神降ニ 居彼嶋ニ 化ニ 作八尋之殿一

(寛文九年版本卷一・五丁裏二行)

の箇所は、諾冉二神が自ら島を生成して降つたのであるから、「降居」字を本書も他の諸本も「アマクダリ」としているが、同段の直後の部分には、

乃<sup>ウラ</sup>ト定<sup>ヘ</sup>二時<sup>キ</sup>日<sup>ヒ</sup>而降<sup>アマクダシマス</sup>之<sup>シ</sup>

(本書卷一・五丁裏七行)

乃<sup>ウラ</sup>ト定<sup>エ</sup>二時<sup>キ</sup>日<sup>ヒ</sup>而降<sup>アマクダリマス</sup>之<sup>シ</sup>

(寛文九年版本卷一・六丁表六行)

というところがあつて、この箇所について「降」字を他本では「アマクダリ」とするのと異なつて、本書では「アマクダシ」としている。ここは一旦天に戻つた二神が天神の教を受けて再び降る場面であり、本書はこの間を、「天神が教えた上で卜定をして二神を降らせた。」と解しているのである。これに対し他の諸本は、「二神が教えを受けた上で自ら卜定して降つた。」と二神を主体に取つたことになる。つまり本書は、この再降臨を先卜定による原因の数示からの一連の天神の意志として解しているのである。

これらのように、本書の訓読は語彙の上でも内容の展開や他の部分の加点を視野に入れ、全体として整つたものを目指そうとした現れと考えられる特色を持つていたのである。

さらに、例えば「天下」の訓みとして他本と同様に「アメノシタ」を主に用いる中に「アメガシタ」(巻上四神出生章一書第九など)のように異なる形が混用される例も、これだけでは不用意な不統一のように見えるが、あるいは何か思う故があつてのことなのかも知れない。

#### 音便形とその表記

先にも述べたように、本書に見える訓読には、いわゆる音便形を用いることが少ない。全巻にわたつてみると、各音便形を合わせて、寛文版本では二四六〇ほどの例があるのに対して本書では一一〇四例と、半分以下の数である。ただしこれは音便の形によつて偏りがあり、促音便及びその無表記形と撥音便は少なく、イ音便とウ音便が目につくという特色がある。

促音便は「以(モチ)」「因・由(ヨテ)」等の「テ」が付く定型的な形を促音便無表記とする例が見える以外用いられていない。撥音便も「ネタンデ」「ヨンデ」など少数の例を除いてほとんど用いられていない。なお少数ながら見える撥音便の例は、活用語連用形に「テ」の続く形では「ム」表記ではなく皆「ン」表記となつてゐる。先の項に述べた助動詞「ム」の例と考え併せると、あるいはこれは、版下乃至彫りの段階での混入もあるのではないかとも思われる。

これに対してイ音便では動詞連用形の例、形容詞連用形の例共に寛文九年版本で音便形となつてゐるところは悉く本書でも同形を採つてゐる。またウ音便では、動詞連用形では音便の有無がまちまちで、寛文九年版本が音便形を採る箇所について同語でも両形が見え、積極的な使い分けの基準も定かではない。また形容詞連用形は、大半が非音便形であるが、一部にウ音便の形が少数ながら見える。形容詞連用形のウ音便形については、

吉田本系統の諸伝本ではハ行動詞のウ音便形と同様に「フ」でこれを表記するものが多いが、本書では「ウ」で記していて、ハ行動詞とは異なるものであることを意識した表記になっている。

これらの他に、撥音便に関わるものとして助動詞「ズ」に助詞「ハ」が下接した形として、寛文版本に「ズンバ」が二例見えるが本書では「ズハ」となっている。

これによると、本書では音便形としてはイ音便を主に用い、ウ音便では音便・非音便をある程度意識して混用、撥音便・促音便については定型的な用法以外は非音便とするのが基本のようである。

杉浦 克己  
おそらくこれは、音便形を一種後世の転訛のように見て、旧に依ることと正そうとする態度の現れなのであって、清先が漢籍のみならず和歌にも深い造詣のあったことと無関係ではないのであろう。

### 使役字の扱い

「使」「遣」「教」などいわゆる使役字を用いる文の訓読について、本書ではこれを、

A 使<sup>シテ</sup>人<sup>ヲ</sup>昇<sup>ラ</sup>レ<sup>レ</sup>樹<sup>ニ</sup> (武烈天皇七年)

のように再読字として訓むことを基本としている。これらに対して吉田本系の諸本やそれに基づく寛文九年版本では、

B 使<sup>シテ</sup>人<sup>ヲ</sup>昇<sup>ラ</sup>シム<sup>レ</sup>樹<sup>ニ</sup>

のように「使」字を「シテ」と訓んで「シム」は読み添える訓み方となっている。

一方近現代の訓読では、

C 使<sup>シム</sup>人<sup>ヲ</sup>昇<sup>ラ</sup>レ<sup>レ</sup>樹<sup>ニ</sup>

のように、「使」字は「シム」と訓んで「シテ」を読み添えるようになっている。本書に見えるような再読扱は、漢籍一般の訓読について江戸時代頃のそれに広く見えるものであって、この三様はほぼ訓読の時代の違いを反映しているものと考えられる。

ABC何れの加点に従っても「人をして樹に昇らしむ」のような書下し文になるのであって、もともと「使」字が「シテ」「シム」の双方の意を表すものと考ええる点に於いては共通なのであるが、その具体的な加点の方法として表面に現れた形が異なるかと考えるべきなのであろう。最も古くから見えるBの形は、他のいわゆる再読文字の扱についてより古い時代のものにも見えることで、実際には「使」字を再読するとの意図で注された

ものとも考えられる。本書に見えるAの形は、それを実際の返読の上にて反映させた形であって、返点の用い方がより多様になつてからの時代のものということにならう。しかしこのような返読では、例にも挙げたように、「二レ」の返点が必要となり、複雑な加点となることは否めない。近・現代に至つて返読法が整理されるとこの「二レ」点のような加点は場合によつては順序が一意に定らないことから用いられなくなり、「一レ」のような形ではこのようなことはなく用いられ続けている。)、今に至つては、とこの間を整理することができる。無論これ以外にも、例えば江戸時代にあつては漢籍の訓読・解釈にいくつかの学統があつて、相互に異なる見解を見ることができ、その関係も考え併せなければならぬのはあろうが、本書の訓読を位置付ける上では良い指標になる例と思われる。

ただし、使役の意味を持つ文字を含む全ての例でAのような再読の形となつてゐるわけではなく、より文意に即してBの形も少数ながら併用されている。

### 助字の類の扱い

「之(ニ・テ)」「于・於(ニ)」「而(テ)」「乎・哉(ヤ・カ)」など訓読の際に助詞の類に訓まれるいわゆる助字の類の扱については、日本書紀の諸伝本の間でも差が見える。

大略、当該の文字を実訓で訓む場合、意のみを探つて他の文

字の実訓に読み添える場合、全く不読とする場合の三種に類別できるが、本書の訓読では、基本的には二番めの上接または下接する語に読み添える形になつており、これは寛文九年版本と同様である。ただ、「于」字が「于時」の形で用いられ、「時二」と訓む場合、寛文九年版本では返読して「于」字を実訓で「二」と訓む例が混用されているが、本書ではその例はごく少数で、読み添への扱がより徹底しているようである。同様のことは「於」字にも見えるが、これらについては寛文版本、本書共に、全例に加点があるわけではなく、必ずしも確実ではない。

助詞以外でも、例えば文末に置かれた「也」字を「ナリ」と訓む場合と同様に上接字に読み添えとなる。このような訓み方は、江戸時代中頃以降の漢籍一般の訓読を見ても同様であり、おそらくは版本の普及に伴つてヲコト点が用いられなくなり、訓読が全体に整備されて行くことによつて、定着してきたことの現れなのであらうと考えられ、本書も、その中に位置付けることができよう。

ただ「耳・焉」字等が文末助字として主に強めの意で用いられている場合、これを実訓で「ノミ」と訓むのではなく不読とする(本書の訓読では文末辞としての「ノミ」の例自体がほとんどない)、という点などは本書独自の特色ではある。

## まとめ

以上のように本書に見える訓読を一瞥すると、仮名遣や音便等の点に於いて、より古い時代の日本語の表記・文法による訓読を旨指したもののように思われる一方で、返読や使役字の扱、助字の類などについては江戸時代に漢籍の類の訓読に広く用いられたと思われる方式に従っている、という特色を見ることが出来る。

これは、当時盛んになっていた国学などによる我邦古典についての精細な研究の成果を、漢文文献たる『日本書紀』を訓読し解釈する上にも活かそうとした現れと考えることができ、前代からの伝統に従う傾向のあった日本書紀についての受容の態度から一步踏込んだ成果と見なすことができるように思う。このような姿勢から、漢文文献が「訓読」されることが漸く広く一般に行われるようになってきた顕著な一例として本書を位置付けることで、我邦における訓読の変遷を考える上で一つの資料を提供できるものと考えられる。

訓読上の特色としては、ここに取り上げた事項以外にも、敬語の問題や再読文字の扱い、個別の神名・人名・地名や歌謡の訓み方など考慮すべきことは多いのであるが、右のような所で本書の大略の位置づけについては、ある程度見通しが立ったように思う。先にも述べたが、小寺清先の事跡に関しては現在、関連する資料の収集・整理が行われつつあり、日本書紀のみな

らず本邦の古典や神道関係文献、漢籍などについての清先の直接の手沢資料も、今後その出現と公開・公刊が大いに期待される所である。特に本文の解釈に関わる資料の力を得て、改めてその観点からの本書の分析を試みたいと考えている。

(なお、本稿を草するにあたり、特に小寺清先の事跡及びその関連事項について、岡山県立図書館、笠岡市教育委員会当局の皆様が資料の閲覧及び情報の提供に特段のご高配をいただいた。ここに改めて御礼申上げる次第である。)

また本稿は平成九年度放送大学特別研究助成「小寺清先『校正日本書紀』とその成立の背景についての研究」の成果の一部である。

(平成九年十一月十日受理)

## A Study of *Kundoku* in *Kousei Nihonshoki*

Katsumi SUGIURA

### ABSTRACT

*Kousei Nihonshoki* is the one of the printed texts of *Nihonshoki*, published in 1793 by *Kiyosaki Koderu*. *Kiyosaki Koderu* (1740-1819) was a *Shintou bishop* and a ritualist in *Kasaoka* in *Bichu*.

*Kundoku*—Japanized readings on Chinese texts—of this text is revised the other texts of *Nihonshoki* in terms of *hendokuhou* based on *Kundoku* in 18th. century, and the choice of words, an orthography, grammatical meanings, and other linguistical matters based on Japanese Classics.

*Kiyosaki Koderu* took into account not only the traditional reading of *Nihonshoki* in the Middle Ages but also recent studies in the *Edo* period such as *Kokugaku* on classics, the *Sinto* divinity, and the Japanese translations of the Confucian scriptures, in order to compile this text.